

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。）

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 19 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 4 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 13 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 3 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 17 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 17 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 19 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	13,169,000 10,535,200	一括	2,640,000	99,228	24,010
1	2,426,000				
2	10,742,000				
3	1,000				



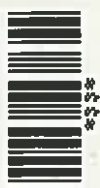
物 件 目 録

- 1 所 在 東広島市八本松飯田六丁目
 地 番 460番17
 地 目 宅地
 地 積 171.78平方メートル

- 2 所 在 東広島市八本松飯田六丁目460番地17
 家屋 番号 460番17
 種 類 居宅
 構 造 木造スレートぶき2階建
 床 面 積 1階 54.65平方メートル
 2階 45.54平方メートル

- 3 所 在 東広島市八本松飯田六丁目
 地 番 460番25
 地 目 雑種地
 地 積 3.48平方メートル

持分21分の1



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 27 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

【物件番号 3】

ゴミ置場として使用されている。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 3】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東広島市八本松飯田六丁目 |
| | 地 番 | 460 番 17 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 171.78 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東広島市八本松飯田六丁目 460 番地 17 |
| | 家屋 番号 | 460 番 17 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 54.65 平方メートル
2 階 45.54 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 東広島市八本松飯田六丁目 |
| | 地 番 | 460 番 25 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 3.48 平方メートル |

持分 21 分の 1



令和 8 年(ケ)第 6 7 号
令和 8 年 5 月 2 8 日受理
令和 8 年 8 月 3 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 徳 田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 東広島市八本松飯田六丁目

地 番 460番17

地 目 宅地

地 積 171.78平方メートル

所有者 A

2 所 在 東広島市八本松飯田六丁目460番地17

家屋 番号 460番17

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき2階建

床 面 積 1階 54.65平方メートル
2階 45.54平方メートル

所有者 A

3 所 在 東広島市八本松飯田六丁目

地 番 460番25

地 目 雑種地

地 積 3.48平方メートル

共有者 A 持分21分の1



4228

不動産の表示	『物件目録』のとおり		
住居表示	広島県東広島市八本松飯田六丁目5番6-9号		
土地	物件1、3		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☒ 雑種地（物件3）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件1の土地に下記建物を所有し、占有している 上記の者らが物件3の土地にゴミステーションを設置し、使用している ☐ 『占有者及び占有権原』のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は『目的外建物の概況』のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 『占有者及び占有権原』のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は『目的外土地の概況』のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	(以下は、令和8年7月29日に聴取した。) 1 この不動産は、私が所有者で、私と家族が使用しています。 2 建物内では、犬を3匹飼っています。特に建物に不具合箇所はありません。 3 物件1の土地に、中国電力の電柱(写真③)が建っており、年間数千円もらっています。 以 上

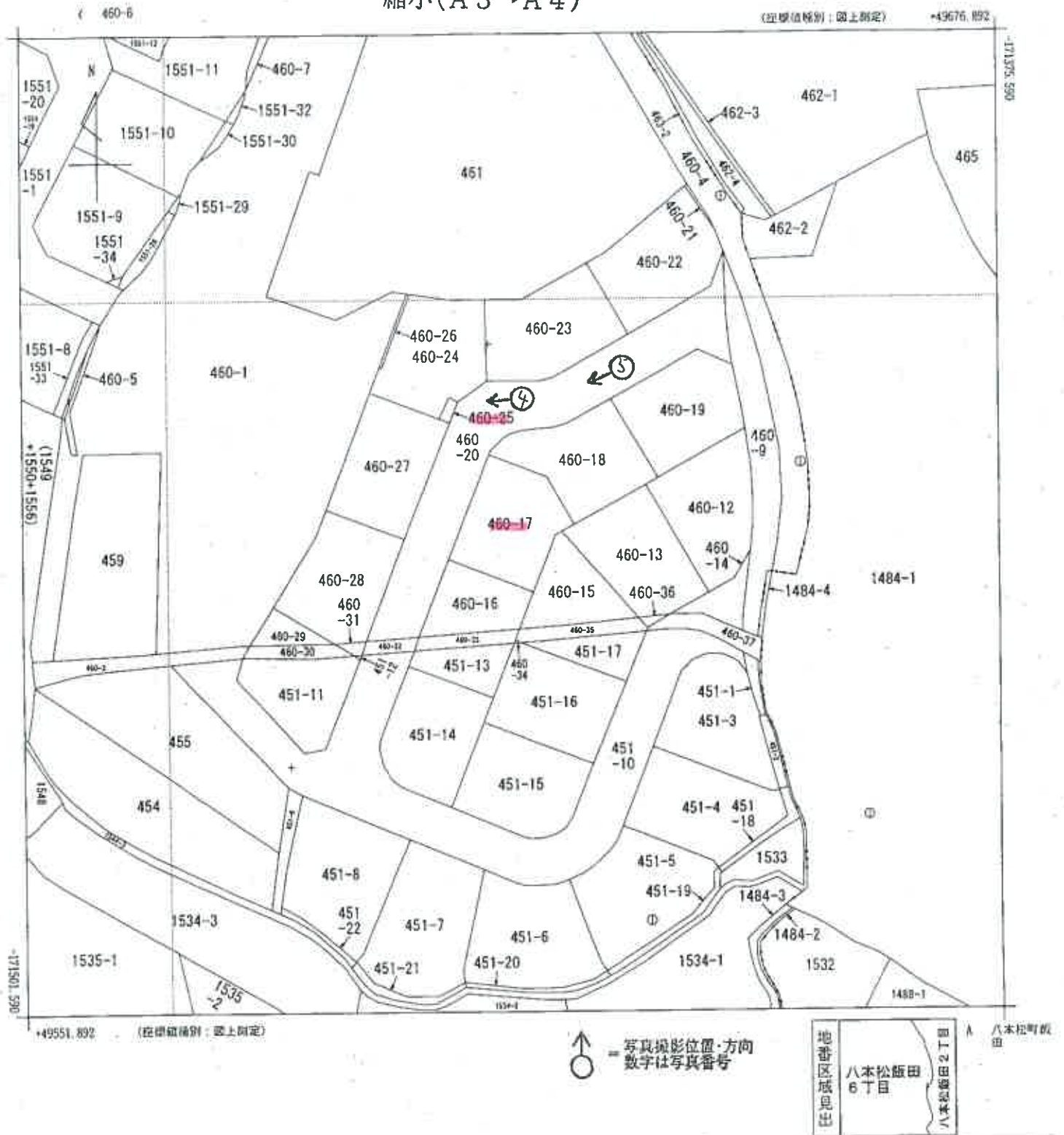
その他の事項	
■ 1 物件1の土地は、西側の市道(中組32号線)に接している。 物件3の土地は、東側の市道(中組32号線)に接している。	以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年6月1日 (月) 16:15 - 16:30	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和8年6月8日 (月) 11:15 - 11:30	広島法務局東広島支局	公図等の交付申請
令和8年6月8日 (月) 11:55 - 12:05	東広島市役所	間取図面の交付申請
令和8年6月10日 (水)	当庁	貸借関係の照会書発送 (切手220円分使用)
令和8年7月29日 (水) 9:50 - 10:20	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和 年 月 日 () : : :		
令和 年 月 日 () : : :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

縮小(A3→A4)



請 求 部 分	所 在					東広島市八本松飯田六丁目		地 番	460番17		
出 力 縮 尺	1/500		精 度 区 分		座標系 番号又は 記号	Ⅲ	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	地図図
作 成 年 月 日						編 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

登記年月日：平成29年6月13日

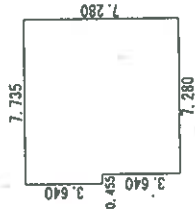
(6 枚目)

縮小(A3→A4)

各 階 平 面 図 建 物 図 面

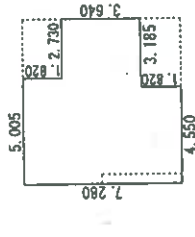
家屋番号	460番17
建物の所在	東広島市八本松飯田六丁目460番地17

1 階



求 積 表			
7.280 × 3.640	=	26.499200	
7.735 × 3.640	=	28.155400	
合 計		54.654600	
床面積		54.65	m ²

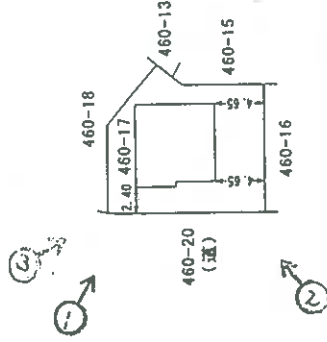
2 階



求 積 表			
4.550 × 1.820	=	8.281000	
7.735 × 3.640	=	28.155400	
5.005 × 1.820	=	9.109100	
合 計		45.545500	
床面積		45.54	m ²



↑ = 写真撮影位置・方向
数字は写真番号



作成者

・12 日作成

縮尺

1/250

申請人

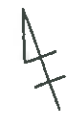
縮尺

1/500

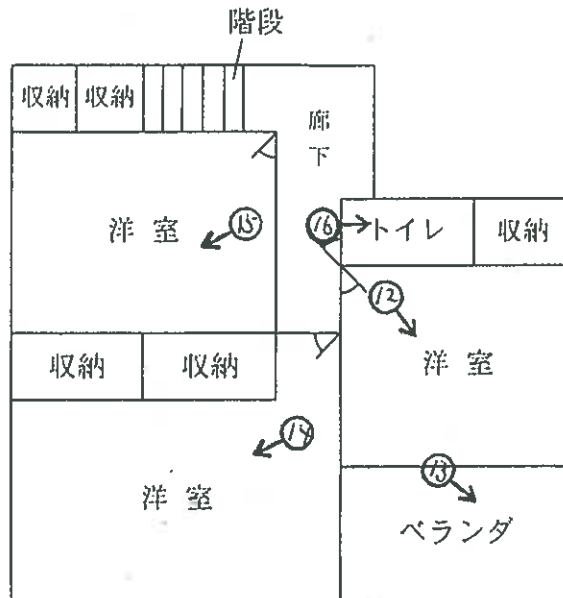
間取図

方位

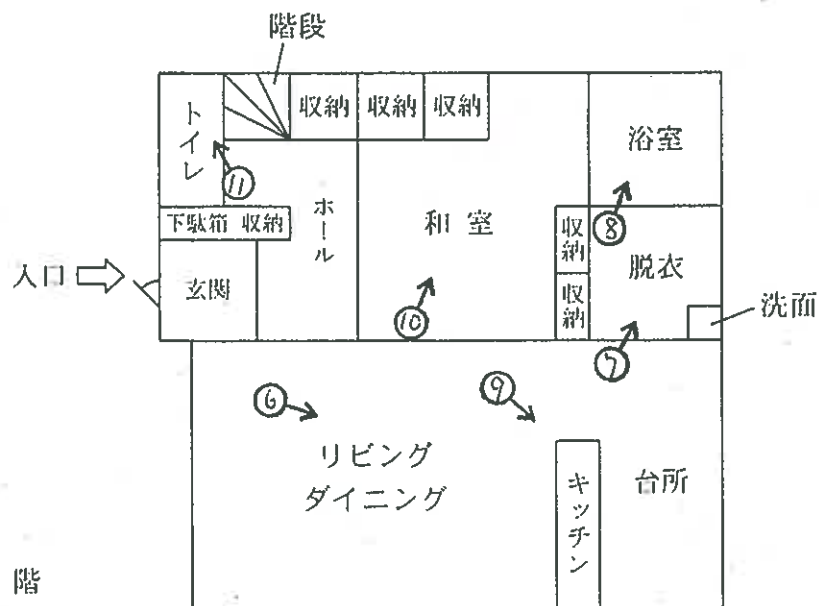
N



2 階



1 階



↑ = 写真撮影位置・方向
数字は写真番号

(註) 立入や目視困難な箇所があり、必ずしも正確性を保証するものではない。

写真①



写真②



写真③



写真④



物件 3 の土地

写真⑤



接道

物件 3 の土地

物件 2 の建物

写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮



写真⑬



令和 8 年 (ケ) 第 67 号
令和 8 年 7 月 29 日現地調査
令和 8 年 8 月 7 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小 川 和 夫

第1 評価額

一括価格	
金 13,169,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 2,426,000円
物件2 (建物)	金 10,742,000円
物件3 (土地)	金 1,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	東広島市八本松飯田六丁目 4 6 0 番 1 7 宅地 171.78㎡	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	東広島市八本松飯田六丁目 4 6 0 番地 1 7 4 6 0 番 1 7 居宅 木造スレートぶき 2 階建 1階 54.65㎡ 2階 45.54㎡ 延べ 100.19㎡	同左
3	所 在 地 番 地 目 地 積	東広島市八本松飯田六丁目 4 6 0 番 2 5 雑種地 3.48㎡	同左
番号	特 記 事 項		
3	物件3は持分21分の1が評価の対象である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	最寄バス停「川上小学校」の南東方・直線距離約 260m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、一般住宅等が見られる地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規模 171.78 m ² (登記上)	間口 約 14.5 m 奥行 約 8~14 m 形状 不整形 接面状況 中間画地 その他 土地内段差を有する	
接面道路の状況	北西側 約 6 m 舗装 市道 高低差 画地が約0~0.7m高い		
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は一般住宅。なお、ため池が近接する。 目的外建物 なし		
供 給 処 理 施 設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。	
	公共下水	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し、農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	
特 記 事 項	土地上に電柱があるが、その契約内容は不明である。		

(物件3)

位 置 ・ 交 通	最寄バス停「川上小学校」の南東方・直線距離約 260m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、一般住宅等が見られる地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種住居地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域	
画 地 条 件	規模 3.48 m ² (登記上)	間口 約 3 m 奥行 約 1 m 形状 長方形 接面状況 中間画地 その他 概ね地勢平坦	
接面道路の状況	南東側 約 6 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高 (若干高い)		
土地の利用状況等	現状はゴミ置場として利用されている。 隣地は一般住宅、公園。なお、ため池が近接する。 目的外建物 なし		
供 給 処 理 施 設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業 (簡易水道含む) 及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし	※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし	※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し、農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特 記 事 項	持分21分の1が評価の対象である。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 29 年 4 月 11 日 新築 経 過 年 数：約 9 年 経済的残存耐用年数：約 21 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： サイディング等 内 壁： クロス張り等 天 井： クロス張り等 床： フローリング等 設 備： 電気、給排水、衛生等 その他： _____
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	室内で犬を飼育している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1・3）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	46,700	0.97	171.78	1.00	1	7,781,000
3	46,700	0.30	3.48		1 / 21	2,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約6m舗装市道にほぼ等高接面する地積約180㎡程度のほぼ整形な中間画地とした。

地価公示価格（東広島-14）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円) a×b×c×d
53,200	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{115}$	46,700

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考慮のうえ査定した。

イ 個別格差：

物件1

不整形	0.97
相乗積	0.97

物件3

ゴミ置場として利用されている土地の共有持分	0.30
相乗積	0.30

(註) 土地内段差は増減価を要する状態ではない。

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	200,000	100.19	0.56	1	11,221,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
9 年	21 年	30 年

残価率	観察減価
0 %	20 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.56$$

エ 持 分：共有持分 (完全所有権の場合は 1 と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円)
	ア	イ		ア×イ
1	7,781,000	0.55	法定地上権	4,280,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 55 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市場 修 正	評価額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア+イ)×ウ×エ×オ
1	7,781,000	- 4,280,000		0.99	0.70	2,426,000
2	11,221,000	+ 4,280,000	1.00	0.99	0.70	10,742,000
3	2,000		1.00	1.00	0.70	1,000
一括価格 (合計)						13,169,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：物件1及び2については、電柱が存在し、その契約内容が不明であることを考慮して減価した。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（東広島-14）

所 在 : 東広島市八本松飯田八丁目1044番15「八本松飯田8-14-4」
価 格 : 53,200円/㎡
位 置 : JR「八本松」駅 北東方 道路距離 約1.5kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 161㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 北西側6m市道
用 途 指 定 等 : 第一種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率100%）
地 域 の 概 要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	5,496,960 円	（1㎡当たり 32,000 円）、	課税地積	171.78 ㎡
物件2	6,171,445 円	（1㎡当たり 61,597 円）、	課税床面積	100.19 ㎡
物件3	172 円	（1㎡当たり 49 円）、	課税地積	3.48 ㎡

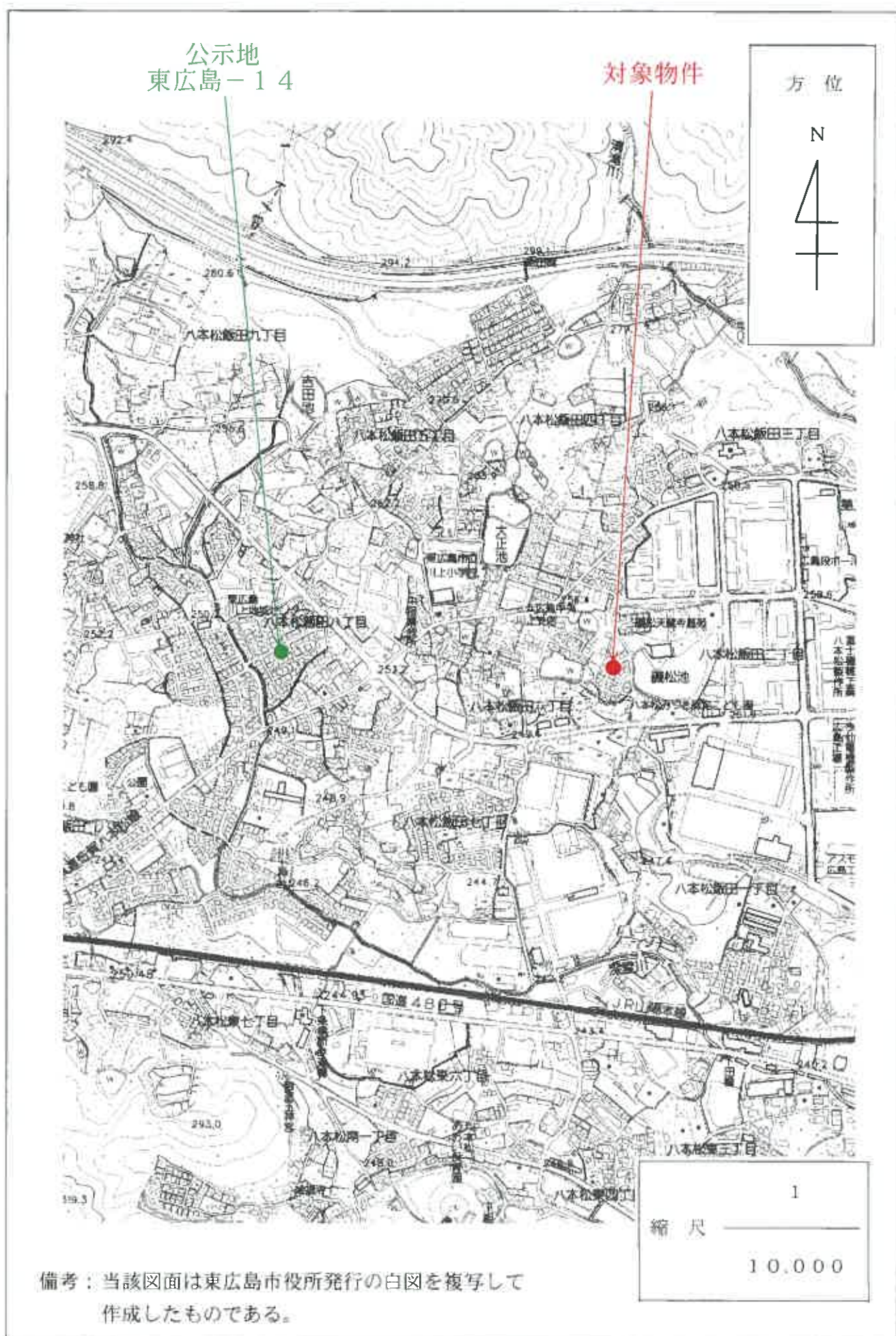
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

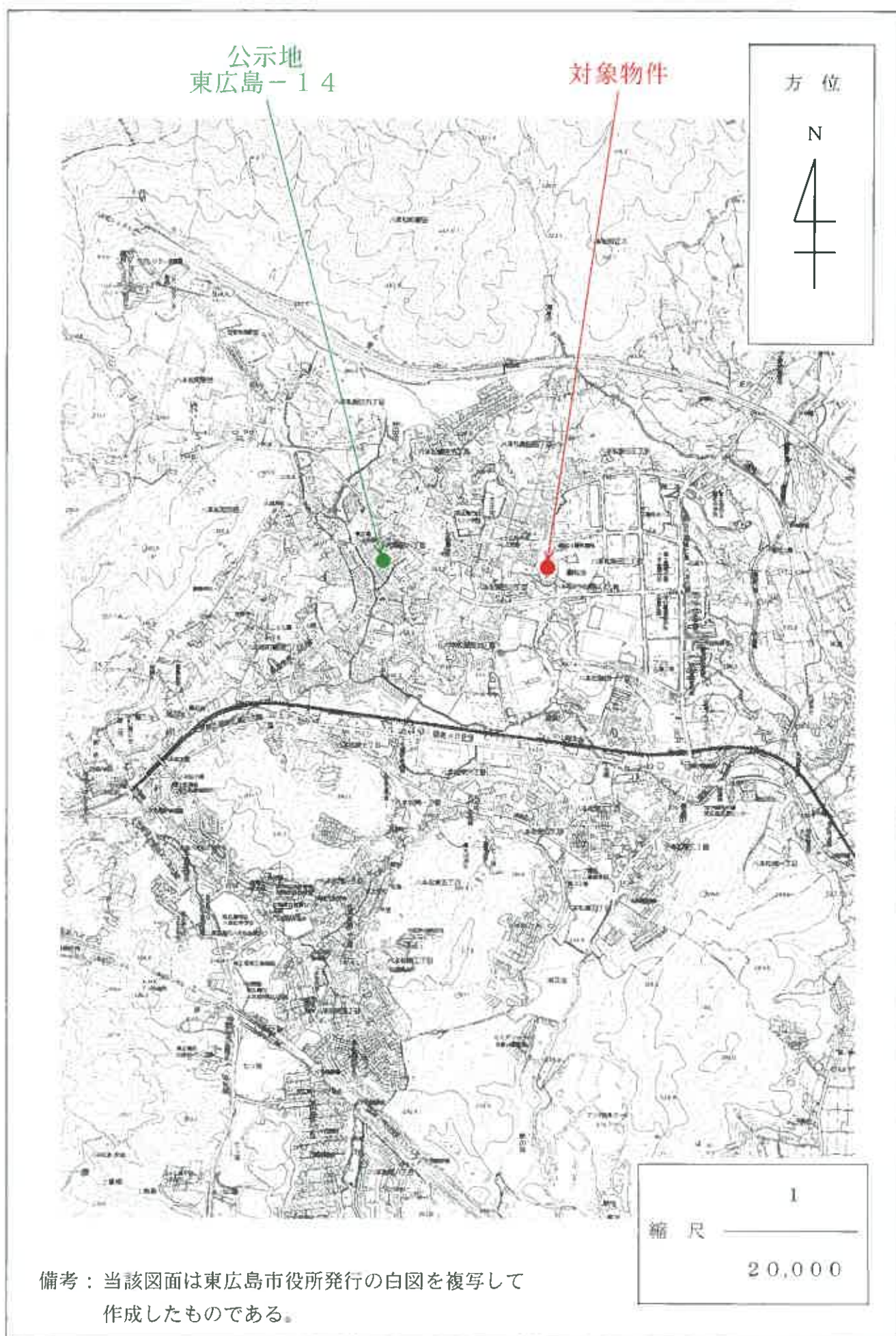
- 1 受命物件の位置図（東広島市「白図」縮尺 1/10,000及び1/20,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 土地所在図・地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

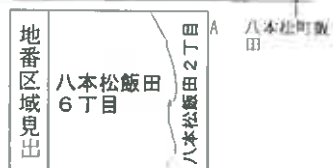
以 上

位置図



位置図





請求部	所在地	東広島市八本松飯田六丁目			地番	460番17		
出力縮	1/500	精度区	座標系 番号又は 記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類 地籍図
作成年月日				備考 付年月日 (原図)			補記事項	

(1/1) (註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

任意図様

土地積測量図

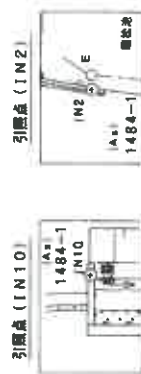
460-9、
460-12 乃至 460-29

地番

土地の所在
東広島市八本松飯田六丁目

土地の所在

全体図



引照点・境界点表

照点	IN10	後視点	IN2
X座標	-171462.669	-171406.333	
Y座標	49647.388	49649.330	
方向角	1-58-27	距離	56.37
境界点			
	境界点	方位	距離
K095	351-51-41	20.44	
K097	331-17-00	16.90	
K013	332-48-07	32.98	
157	309-14-23	34.83	
012	295-02-16	33.64	
152	293-28-55	45.51	
206	331-39-28	44.97	
K016	352-33-17	44.66	
782	352-11-32	62.01	
783	349-27-37	68.16	
786	323-55-02	64.12	
K234	317-49-22	55.77	
794	317-41-45	70.61	
795	309-55-12	66.74	
237	310-07-56	56.30	
238	310-33-55	55.21	
790	280-10-02	65.05	
BP1	275-23-26	67.25	

境界線種類 ① 石垣 ② プラスチック杭 ③ コングリート杭 ④ 金属杭

作成者

申請人

縮尺 1/500

(広島県土地家屋調査士会用紙)

(註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

任意座標

地番 460-16、460-17

土地所在図 土地積測量図 4/9

土地の所在 東広島市八本松飯田六丁目

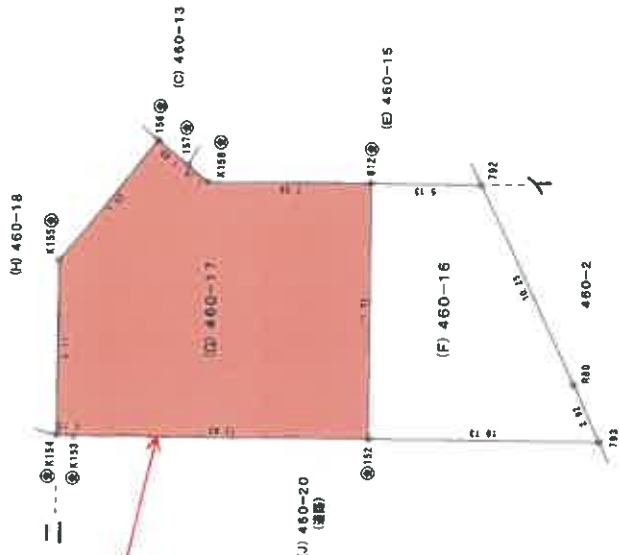
座標求算表

(F) 460-16				
地番	境界線の順	Xn	Yn	距離
792	境界線の順	-171452.181	49615.573	5.13
012	境界線の順	-171447.382	49617.421	11.92
152	境界線の順	-171443.109	49606.299	10.73
793	境界線の順	-171453.124	49602.437	2.92
460	境界線の順	-171452.925	49605.348	10.25
	面積		-189.224625	
	面積		94.6122125	
	面積		28.62	坪
使用公式 $A=1/2 \{ (X2-X1) (Y1+Y2) \}$				

(G) 460-17				
地番	境界線の順	Xn	Yn	距離
012	境界線の順	-171447.392	49617.421	7.59
K158	境界線の順	-171440.311	49620.153	1.19
157	境界線の順	-171439.723	49621.100	1.85
156	境界線の順	-171436.812	49622.796	7.33
K155	境界線の順	-171432.443	49619.170	6.11
K154	境界線の順	-171429.526	49611.598	0.77
K153	境界線の順	-171430.219	49611.270	13.82
152	境界線の順	-171443.109	49606.299	11.92
	面積		-343.569440	
	面積		171.7847200	
	面積		171.78	坪
使用公式 $A=1/2 \{ (X2-X1) (Y1+Y2) \}$				

測量年月日 平成28年 7月23日

対象物件1



境界線種類 ⑤ 石垣 ⑥ プラスチック杭 ⑦ コンクリート杭 ⑧ 金属杭 ⑨ 鉄杭 ⑩ 鉄杭 ⑪ 鉄杭 ⑫ 鉄杭 ⑬ 鉄杭 ⑭ 鉄杭 ⑮ 鉄杭 ⑯ 鉄杭 ⑰ 鉄杭 ⑱ 鉄杭 ⑲ 鉄杭 ⑳ 鉄杭 ㉑ 鉄杭 ㉒ 鉄杭 ㉓ 鉄杭 ㉔ 鉄杭 ㉕ 鉄杭 ㉖ 鉄杭 ㉗ 鉄杭 ㉘ 鉄杭 ㉙ 鉄杭 ㉚ 鉄杭 ㉛ 鉄杭 ㉜ 鉄杭 ㉝ 鉄杭 ㉞ 鉄杭 ㉟ 鉄杭 ㊱ 鉄杭 ㊲ 鉄杭 ㊳ 鉄杭 ㊴ 鉄杭 ㊵ 鉄杭 ㊶ 鉄杭 ㊷ 鉄杭 ㊸ 鉄杭 ㊹ 鉄杭 ㊺ 鉄杭 ㊻ 鉄杭 ㊼ 鉄杭 ㊽ 鉄杭 ㊾ 鉄杭 ㊿ 鉄杭

作成者

申請人

縮尺 1/250

(広島県土地家屋調査士会用紙)

任意座標

地番

460-24、460-25、
460-26、460-27

土地所在図

8/9

土地の所在 東広島市八本松飯田六丁目

座標求積表

地番 N 460-24				
点名	座標の値	Xn	Yn	面積
237	境界点	-171424.919	49805.619	3.01
K235	境界点	-171422.122	49806.706	1.16
K235	境界点	-171422.534	49807.786	4.36
K234	境界点	-171420.073	49811.388	10.49
786	境界点	-171409.582	49811.434	5.53
7299	境界点	-171409.374	49805.900	4.29
794	境界点	-171408.837	49801.887	10.08
K579	境界点	-171418.243	49598.054	0.37
795	境界点	-171418.106	49597.712	3.51
787	境界点	-171421.381	49596.450	9.83
	面積		-334.507567	
	面積		187.2597765	
	面積		187.26	坪
	面積		50.56	坪
使用公式 A=1/2 X2-X1 Y1+Y2				

地番 O 460-25				
点名	座標の値	Xn	Yn	面積
238	境界点	-171425.339	49806.706	3.01
K235	境界点	-171422.534	49807.786	1.16
K236	境界点	-171422.122	49806.706	3.00
237	境界点	-171424.919	49805.619	1.17
	面積		-6.971239	
	面積		3.4856195	
	面積		3.48	坪
	面積		0.5	坪
使用公式 A=1/2 X2-X1 Y1+Y2				

地番 P 460-26				
点名	座標の値	Xn	Yn	面積
794	境界点	-171408.837	49801.887	0.38
802	境界点	-171408.771	49801.309	10.00
755	境界点	-171416.106	49597.712	0.37
K379	境界点	-171418.243	49598.054	10.08
	面積		-7.480805	
	面積		3.7403025	
	面積		3.74	坪
	面積		1.13	坪
使用公式 A=1/2 X2-X1 Y1+Y2				

地番 Q 460-27				
点名	座標の値	Xn	Yn	面積
K239	境界点	-171440.535	49801.852	16.29
238	境界点	-171425.339	49806.706	1.17
237	境界点	-171424.919	49805.619	9.83
787	境界点	-171421.381	49596.450	16.28
788	境界点	-171426.577	49598.054	0.99
	面積		-358.045790	
	面積		179.0228950	
	面積		179.02	坪
	面積		54.15	坪
使用公式 A=1/2 X2-X1 Y1+Y2				

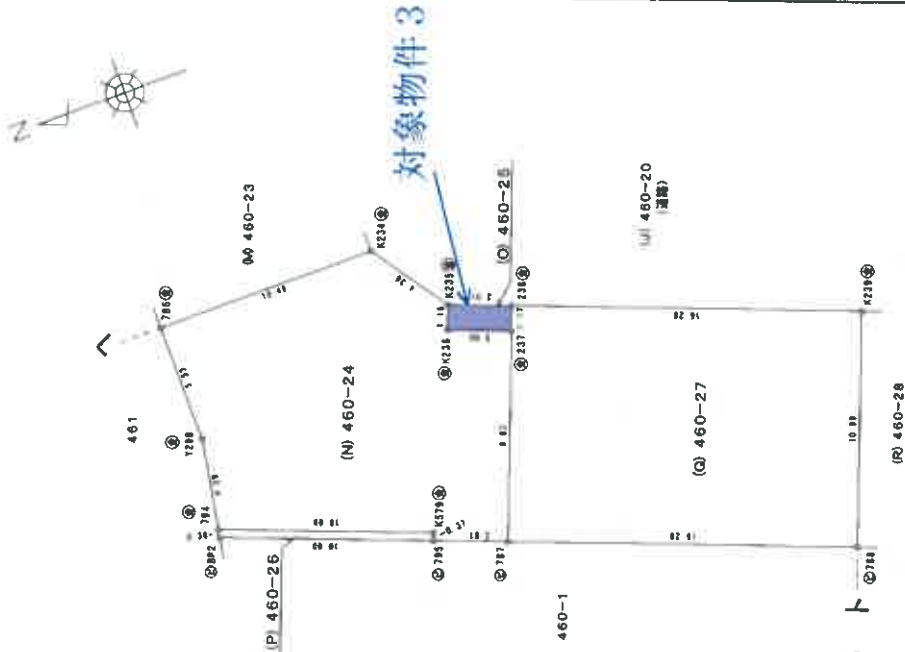
測量年月日 平成28年 7月23日

境界線種類 ① 石垣 ② プラスチック杭 ③ シンクシート杭 ④ 金網標 ⑤ 金属杭 ⑥ 木杭 ⑦

作成者

申請人

縮尺 1/250



(註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

登記年月日：平成29年6月13日

各階平面図		建築物図面																												
家屋番号	460番17	建物	図面																											
建物の所在		東広島市八本松飯田六丁目460番地17																												
1階 求積表 <table><tr><td>$7,280 \times 3,640$</td><td>$=$</td><td>26,499,200</td></tr><tr><td>$7,735 \times 3,640$</td><td>$=$</td><td>28,155,400</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>54,654,600</td></tr><tr><td>床面積</td><td></td><td>54.65 m²</td></tr></table> 2階 求積表 <table><tr><td>$4,550 \times 1,820$</td><td>$=$</td><td>8,281,000</td></tr><tr><td>$7,735 \times 3,640$</td><td>$=$</td><td>28,155,400</td></tr><tr><td>$5,005 \times 1,820$</td><td>$=$</td><td>9,109,100</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>45,545,500</td></tr><tr><td>床面積</td><td></td><td>45.54 m²</td></tr></table>				$7,280 \times 3,640$	$=$	26,499,200	$7,735 \times 3,640$	$=$	28,155,400	合計		54,654,600	床面積		54.65 m ²	$4,550 \times 1,820$	$=$	8,281,000	$7,735 \times 3,640$	$=$	28,155,400	$5,005 \times 1,820$	$=$	9,109,100	合計		45,545,500	床面積		45.54 m ²
$7,280 \times 3,640$	$=$	26,499,200																												
$7,735 \times 3,640$	$=$	28,155,400																												
合計		54,654,600																												
床面積		54.65 m ²																												
$4,550 \times 1,820$	$=$	8,281,000																												
$7,735 \times 3,640$	$=$	28,155,400																												
$5,005 \times 1,820$	$=$	9,109,100																												
合計		45,545,500																												
床面積		45.54 m ²																												

作成者	縮尺	1/250	申請人	縮尺	1/500
-----	----	-------	-----	----	-------

(註) 当該図面は、管轄法務局備付けの図面をA3版をA4版へ縮小コピーして作成したものである。

間取図

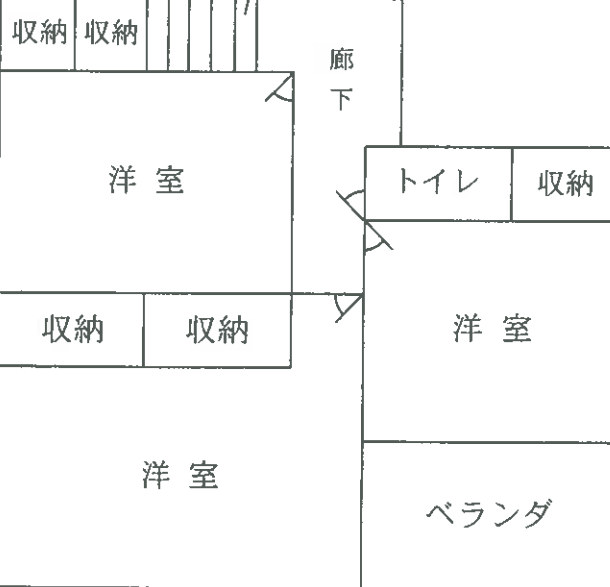
方位

N



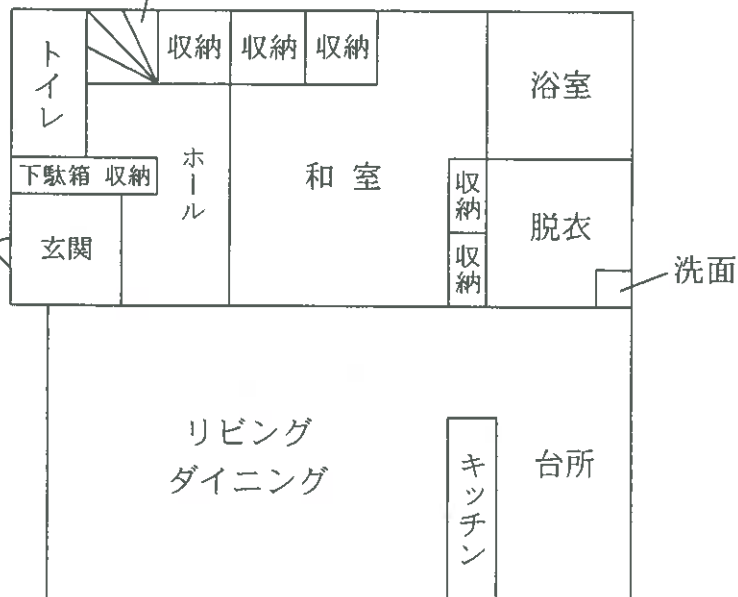
階段

廊下



階段

入口 →



(註) 立入や目視困難な箇所があり、必ずしも正確性を保証するものではない。